

新旧対照表

改訂日：2026 年 4 月 8 日(水)

MyMazda ID 利用規約

改訂前	改訂後
<p>MyMazda ID 利用規約</p> <p>MyMazda ID 利用規約(以下「本規約」といいます。)は、マツダ株式会社(以下「当社」といいます。)がお客様の登録する「MyMazda ID」(以下「ID」といいます。)を通じて提供する当社指定のサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用条件及び利用上の注意事項等を定めるものです。</p> <p>2026 年 3 月 5 日改訂</p>	<p>Mazda ID 利用規約</p> <p>Mazda ID 利用規約(以下「本規約」といいます。)は、マツダ株式会社(以下「当社」といいます。)がお客様の登録する「Mazda ID」(以下「ID」といいます。)を通じて提供する当社指定のサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用条件及び利用上の注意事項等を定めるものです。</p> <p>2026 年 4 月 8 日改訂</p>

MyMazda アプリ利用規約

改訂前	改訂後
<p>第 2 条(定義)</p> <p>本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。</p> <p>(1) 「ゲストユーザー」とは、本アプリ上で登録ユーザー向けサービスの利用登録を行うことなく本アプリを利用する者をいいます。</p> <p>(2) 「登録ユーザー」とは、本アプリ上で登録ユーザー向けサービスの利用登録を行って本アプリを利用する者をいいます。</p> <p>(3) 「本コンテンツ」とは、当社またはコンテンツ提供事業者が本アプリを通じて提供する各種サービス・コンテンツをいいます。</p> <p>(4) 「ID」とは、登録ユーザーが登録ユーザー向けサービスの利用登録の際に本アプリ上で自ら登録したメールアドレスをいいます。この ID は、「MyMazda ID」として、当社が提供する各種サービスに共通して利用が可能です。</p> <p>(5) 「PW」とは、登録ユーザーが登録ユーザー向けサービスの利用登録の際に本アプリ上で自ら設定したパスワードをいいます。この PW は、「MyMazda ID」のパスワードとして、当社が提供する各種サービスに共通して利用が可能です。</p> <p>(6) 「コンテンツ提供事業者」とは、本コンテンツを提供する当社以外の事業者をいいます。</p> <p>(7) 「端末」とは、本アプリに対応するスマートフォンまたは当社所定の情報通信端末で、ユーザーが所有または管理するものをいいます。</p> <p>(8) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。)をいいます。</p>	<p>第 2 条(定義)</p> <p>本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。</p> <p>(1) 「ゲストユーザー」とは、本アプリ上で登録ユーザー向けサービスの利用登録を行うことなく本アプリを利用する者をいいます。</p> <p>(2) 「登録ユーザー」とは、本アプリ上で登録ユーザー向けサービスの利用登録を行って本アプリを利用する者をいいます。</p> <p>(3) 「本コンテンツ」とは、当社またはコンテンツ提供事業者が本アプリを通じて提供する各種サービス・コンテンツをいいます。</p> <p>(4) 「ID」とは、登録ユーザーが登録ユーザー向けサービスの利用登録の際に本アプリ上で自ら登録したメールアドレスをいいます。この ID は、「Mazda ID」として、当社が提供する各種サービスに共通して利用が可能です。</p> <p>(5) 「PW」とは、登録ユーザーが登録ユーザー向けサービスの利用登録の際に本アプリ上で自ら設定したパスワードをいいます。この PW は、「Mazda ID」のパスワードとして、当社が提供する各種サービスに共通して利用が可能です。</p> <p>(6) 「コンテンツ提供事業者」とは、本コンテンツを提供する当社以外の事業者をいいます。</p> <p>(7) 「端末」とは、本アプリに対応するスマートフォンまたは当社所定の情報通信端末で、ユーザーが所有または管理するものをいいます。</p> <p>(8) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。)をいいます。</p>

改訂前	改訂後
<p>(9) 「サービス利用情報」とは、本アプリを通じて提供されるサービスの利用に関するユーザーの情報(端末の位置情報・サービスの利用履歴を含みますが、これらに限られません。)をいいます。</p> <p>(10) 「当社グループ会社」とは、当社の子会社、関連会社及びその他の関係会社をいい、当社と特約販売契約を締結する特約販売会社を含むものとします。</p> <p>(11) 「当社等」とは、当社、当社グループ会社及びコンテンツ提供事業者を総称していいます。</p>	<p>(9) 「サービス利用情報」とは、本アプリを通じて提供されるサービスの利用に関するユーザーの情報(端末の位置情報・サービスの利用履歴を含みますが、これらに限られません。)をいいます。</p> <p>(10) 「当社グループ会社」とは、当社の子会社、関連会社及びその他の関係会社をいい、当社と特約販売契約を締結する特約販売会社を含むものとします。</p> <p>(11) 「当社等」とは、当社、当社グループ会社及びコンテンツ提供事業者を総称していいます。</p>
2026年3月5日改訂	2026年4月8日改訂

コネクティッドサービス利用規約

改訂前	改訂後
<p>第 10 条 (ID 等の管理責任)</p> <p>1. ユーザーは、コネクティッドサービスの利用にあたって必要となる自己の MyMazda ID 及びパスワード(以下、あわせて「ID 等」といいます。)を、自ら責任をもって管理するものとし、ID 等を使用してなされた一切の行為及びその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。</p> <p>2. ユーザーは、自己の ID 等を第三者に貸与し、または使用させることはできないものとします。万が一、ユーザーの ID 等が第三者に使用されたことによりユーザーまたはその他の者が損害を被った場合であっても、その原因を問わず、当社は一切責任を負いません。</p> <p>3. ユーザーは、他のユーザーの ID 等を使用してコネクティッドサービスを利用することはできないものとします。万が一、ユーザーが他のユーザーの ID 等を使用してコネクティッドサービスを利用した場合、ユーザーはそれによって生じた一切の損害を直ちに賠償するほか、発生した一切の紛争をその責任と負担において解決するものとします。</p>	<p>第 10 条 (ID 等の管理責任)</p> <p>1. ユーザーは、コネクティッドサービスの利用にあたって必要となる自己の Mazda ID 及びパスワード(以下、あわせて「ID 等」といいます。)を、自ら責任をもって管理するものとし、ID 等を使用してなされた一切の行為及びその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。</p> <p>2. ユーザーは、自己の ID 等を第三者に貸与し、または使用させることはできないものとします。万が一、ユーザーの ID 等が第三者に使用されたことによりユーザーまたはその他の者が損害を被った場合であっても、その原因を問わず、当社は一切責任を負いません。</p> <p>3. ユーザーは、他のユーザーの ID 等を使用してコネクティッドサービスを利用することはできないものとします。万が一、ユーザーが他のユーザーの ID 等を使用してコネクティッドサービスを利用した場合、ユーザーはそれによって生じた一切の損害を直ちに賠償するほか、発生した一切の紛争をその責任と負担において解決するものとします。</p>
2026年3月5日改訂	2026年4月8日改訂

TCU 通信サービスに関する重要事項説明書

改訂前		改訂後	
契約解除・契約変更の連絡先及び方法	<ul style="list-style-type: none"> TCU による通信サービスはコネクティッドサービス利用契約を解約することにより解約することができます。解約を希望するときは、MyMazda アプリもしくは当社公式ウェブサイトから手続きを行うか、またはサポートデスクにご連絡ください。 MyMazda アプリまたは当社公式ウェブサイトでの解約手続きには、MyMazda ID 及びパスワードが必要です。 万一、解約手続きを実施しないでお車を処分するなどした場合は、MyMazda アプリにて解約手続きを行うか、サポートデスクにご連絡ください。 	契約解除・契約変更の連絡先及び方法	<ul style="list-style-type: none"> TCU による通信サービスはコネクティッドサービス利用契約を解約することにより解約することができます。解約を希望するときは、MyMazda アプリもしくは当社公式ウェブサイトから手続きを行うか、またはサポートデスクにご連絡ください。 MyMazda アプリまたは当社公式ウェブサイトでの解約手続きには、Mazda ID 及びパスワードが必要です。 万一、解約手続きを実施しないでお車を処分するなどした場合は、MyMazda アプリにて解約手続きを行うか、サポートデスクにご連絡ください。
(付則) 2022年4月15日制定 2025年3月14日改訂 2026年3月5日改訂		(付則) 2022年4月15日制定 2025年3月14日改訂 2026年3月5日改訂 2026年4月8日改訂	

TCU 通信サービスに関するご説明書

改訂前		改訂後	
契約解除・契約変更の連絡先及び方法	<ul style="list-style-type: none"> TCU による通信サービスはコネクティッドサービス利用契約を解約することにより解約することができます。解約を希望するときは、MyMazda アプリもしくは当社公式ウェブサイトから手続きを行うか、またはサポートデスクにご連絡ください。 MyMazda アプリまたは当社公式ウェブサイトでの解約手続きには、MyMazda ID 及びパスワードが必要です。 万一、解約手続きを実施しないでお車を処分するなどした場合は、MyMazda アプリにて解約手続きを行うか、サポートデスクにご連絡ください。 	契約解除・契約変更の連絡先及び方法	<ul style="list-style-type: none"> TCU による通信サービスはコネクティッドサービス利用契約を解約することにより解約することができます。解約を希望するときは、MyMazda アプリもしくは当社公式ウェブサイトから手続きを行うか、またはサポートデスクにご連絡ください。 MyMazda アプリまたは当社公式ウェブサイトでの解約手続きには、Mazda ID 及びパスワードが必要です。 万一、解約手続きを実施しないでお車を処分するなどした場合は、MyMazda アプリにて解約手続きを行うか、サポートデスクにご連絡ください。
(付則) 2022年4月15日制定 2025年3月14日改訂 2026年3月5日改訂		(付則) 2022年4月15日制定 2025年3月14日改訂 2026年3月5日改訂 2026年4月8日改訂	

コンフォートプラン利用規約

改訂前	改訂後
<p>第2条（定義）</p> <p>本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。なお、本規約において特に定義がされていない用語は、コネクティッドサービス利用規約において定義された用語と同じ意味を有するものとし、コンフォートプランに関し別途当社の定める取扱説明書を含む諸規程（以下「コンフォートプラン諸規程」といいます。）が存在する場合、コンフォートプラン諸規程は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとします。ただし、本規約とコンフォートプラン諸規程の内容が異なる場合には、コンフォートプラン諸規程が優先するものとします。</p> <p>(1) 「本サービス」とは、コンフォートプランにおいて提供されるサービスの総称です。なお、コンフォートプランは、コネクティッドサービスの“快適・楽しむ”サービスの無料期間経過後にご利用頂けるサービスとなります。また、本サービスのうち、いずれかのサービスのみを選択して契約することはできません。</p> <p>(2) 「コンフォートプラン申込者」とは、コネクティッドサービス利用規約に基づきコネクティッドサービス利用契約を締結した者であって、かつコンフォートプランの利用を申込みをいいます。</p> <p>(3) 「コンフォートプラン契約者」とは、本規約に基づき、コンフォートプランの利用に関し、当社との間で契約が成立した個人または法人をいいます。</p> <p>(4) 「コンフォートプラン利用契約」とは、本規約に基づき、当社及びコンフォートプラン契約者との間で成立するコンフォートプランの利用に関する契約をいいます。</p> <p>(5) 「コンフォートプラン利用料」とは、コンフォートプランの提供にかかる対価・料金をいいます。</p> <p>(6) 「利用車両」とは、コンフォートプラン契約者が所有・利用等する車両のうち、コンフォートプラン利用契約に基づき、本サービスを利用できる車両をいいます。</p> <p>(7) 「MyMazda アプリ」とは、当社が提供するコンフォートプランの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。</p> <p>(8) 「MyMazda ID」とは、当社がユーザーを識別するための符合であり、ユーザーがユーザー向けのサービスの利用登録を行うために自ら登録したメールアドレスをいいます。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。なお、本規約において特に定義がされていない用語は、コネクティッドサービス利用規約において定義された用語と同じ意味を有するものとし、コンフォートプランに関し別途当社の定める取扱説明書を含む諸規程（以下「コンフォートプラン諸規程」といいます。）が存在する場合、コンフォートプラン諸規程は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとします。ただし、本規約とコンフォートプラン諸規程の内容が異なる場合には、コンフォートプラン諸規程が優先するものとします。</p> <p>(1) 「本サービス」とは、コンフォートプランにおいて提供されるサービスの総称です。なお、コンフォートプランは、コネクティッドサービスの“快適・楽しむ”サービスの無料期間経過後にご利用頂けるサービスとなります。また、本サービスのうち、いずれかのサービスのみを選択して契約することはできません。</p> <p>(2) 「コンフォートプラン申込者」とは、コネクティッドサービス利用規約に基づきコネクティッドサービス利用契約を締結した者であって、かつコンフォートプランの利用を申込みをいいます。</p> <p>(3) 「コンフォートプラン契約者」とは、本規約に基づき、コンフォートプランの利用に関し、当社との間で契約が成立した個人または法人をいいます。</p> <p>(4) 「コンフォートプラン利用契約」とは、本規約に基づき、当社及びコンフォートプラン契約者との間で成立するコンフォートプランの利用に関する契約をいいます。</p> <p>(5) 「コンフォートプラン利用料」とは、コンフォートプランの提供にかかる対価・料金をいいます。</p> <p>(6) 「利用車両」とは、コンフォートプラン契約者が所有・利用等する車両のうち、コンフォートプラン利用契約に基づき、本サービスを利用できる車両をいいます。</p> <p>(7) 「MyMazda アプリ」とは、当社が提供するコンフォートプランの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。</p> <p>(8) 「Mazda ID」とは、当社がユーザーを識別するための符合であり、ユーザーがユーザー向けのサービスの利用登録を行うために自ら登録したメールアドレスをいいます。</p>
<p>第7条（本サービスの利用）</p> <p>1. 本サービスは、コンフォートプラン契約者が利用できます。また、コンフォートプラン契約者が、コンフォートプランにおける所定の機能の全部または一部について利用を許諾したセカンダリドライバーも本サービスを利用することができますが、この場合、コンフォートプラン契約者が本規約において自己が負うのと同等の義務をセカンダリドライバーに対して課すなど、コンフォートプラン契約者の責任において本サービスを利用させるものとします。</p> <p>2. 本サービスは、コンフォートプラン利用契約者が利用車両を所有・利用等した上で、コネクティッドサービス利用契約及びコンフォートプラン利用契約が成立している場合に限り利用できます。</p> <p>3. 本サービスを利用するためには、コンフォートプラン利用契約者が、自己の責任と費用負担において、当社所定の情報通信端末に MyMazda アプリをダウンロードし、MyMazda アプリ上にて自己の MyMazda ID</p>	<p>第7条（本サービスの利用）</p> <p>1. 本サービスは、コンフォートプラン契約者が利用できます。また、コンフォートプラン契約者が、コンフォートプランにおける所定の機能の全部または一部について利用を許諾したセカンダリドライバーも本サービスを利用することができますが、この場合、コンフォートプラン契約者が本規約において自己が負うのと同等の義務をセカンダリドライバーに対して課すなど、コンフォートプラン契約者の責任において本サービスを利用させるものとします。</p> <p>2. 本サービスは、コンフォートプラン利用契約者が利用車両を所有・利用等した上で、コネクティッドサービス利用契約及びコンフォートプラン利用契約が成立している場合に限り利用できます。</p> <p>3. 本サービスを利用するためには、コンフォートプラン利用契約者が、自己の責任と費用負担において、当社所定の情報通信端末に MyMazda アプリをダウンロードし、MyMazda アプリ上にて自己の Mazda ID で</p>

改訂前	改訂後
<p>でログインする必要があります。</p> <p>4. コンフォートプラン契約者は、MyMazda アプリ及び本サービスの利用にあたって、本規約のほか、コネクティッドサービス利用規約、MyMazda アプリ利用規約及びプライバシーポリシー、MyMazda ID 利用規約（以下、あわせて「規約等」といいます。）に同意するとともに、規約等の各条項を遵守するものとします。</p> <p>5. コンフォートプラン契約者は、MyMazda アプリ及び本サービスの利用にあたって必要となる自己のMyMazda ID、及びパスワード（以下、あわせて「ID 等」といいます。）を、自ら責任をもって管理するものとし、その ID 等を使用してなされた一切の行為及びその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。</p> <p>6. コンフォートプラン契約者は、本サービスの利用（MyMazda アプリのダウンロードを含みます）にあたって必要となる一切の通信費を負担するものとします。</p> <p>7. コンフォートプラン契約者は、法令または公序良俗に反して本サービスを利用することはできません。</p>	<p>ログインする必要があります。</p> <p>4. コンフォートプラン契約者は、MyMazda アプリ及び本サービスの利用にあたって、本規約のほか、コネクティッドサービス利用規約、MyMazda アプリ利用規約及びプライバシーポリシー、Mazda ID 利用規約（以下、あわせて「規約等」といいます。）に同意するとともに、規約等の各条項を遵守するものとします。</p> <p>5. コンフォートプラン契約者は、MyMazda アプリ及び本サービスの利用にあたって必要となる自己のMazda ID、及びパスワード（以下、あわせて「ID 等」といいます。）を、自ら責任をもって管理するものとし、その ID 等を使用してなされた一切の行為及びその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。</p> <p>6. コンフォートプラン契約者は、本サービスの利用（MyMazda アプリのダウンロードを含みます）にあたって必要となる一切の通信費を負担するものとします。</p> <p>7. コンフォートプラン契約者は、法令または公序良俗に反して本サービスを利用することはできません。</p>
<p>第 11 条（コンフォートプラン利用契約の解約）</p> <p>1. コンフォートプラン契約者は、コンフォートプラン利用契約の解約を希望する場合、当社所定の手続きにより当社に届出るものとします。解約の効力は、当社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、コンフォートプラン契約者は、コンフォートプラン利用料を既に支払った契約期間が満了するまでの間、本サービスを利用することができますが、当社は、既に支払われたコンフォートプラン利用料の払戻しは一切行いません。</p> <p>2. 前項に従いコンフォートプラン契約者が解約を届出た場合において、コンフォートプラン契約者が当社に対し債務を有する場合、コンフォートプラン契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。</p> <p>3. コンフォートプラン契約者が、コネクティッドサービス利用契約の解約を届出たときは、コンフォートプラン利用契約の解約も届出たものとみなします。この場合、コンフォートプラン契約者は、ただちに本サービス及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われたコンフォートプラン利用料について一切払戻しをしません。</p> <p>4. 前三項の定めにかかわらず、コンフォートプラン契約者が当社所定の手続きにより自己の MyMazda ID を削除した場合、当社は、コンフォートプラン契約者がコネクティッドサービス利用契約、コンフォートプラン利用契約及びその他コンフォートプラン契約者が契約中の全ての有料オプションサービスの解約を届出たものとみなします。この場合、コンフォートプラン契約者は、ただちに本サービス及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われたコンフォートプラン利用料について一切払戻しをしません。</p> <p>5. コネクティッドサービス利用契約は、コネクティッドサービス利用規約別紙に定める全てのサービスの無料期間満了後、改めてコネクティッドサービス利用契約を締結しない限り自動的に解約され、これに伴ってコンフォートプラン利用契約も同時に解約されます。この場合、コンフォートプラン契約者は、ただちに本サービス及び他の有料オプションを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われたコンフォートプラン利用料について一切払戻しをしません。</p>	<p>第 11 条（コンフォートプラン利用契約の解約）</p> <p>1. コンフォートプラン契約者は、コンフォートプラン利用契約の解約を希望する場合、当社所定の手続きにより当社に届出るものとします。解約の効力は、当社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、コンフォートプラン契約者は、コンフォートプラン利用料を既に支払った契約期間が満了するまでの間、本サービスを利用することができますが、当社は、既に支払われたコンフォートプラン利用料の払戻しは一切行いません。</p> <p>2. 前項に従いコンフォートプラン契約者が解約を届出た場合において、コンフォートプラン契約者が当社に対し債務を有する場合、コンフォートプラン契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。</p> <p>3. コンフォートプラン契約者が、コネクティッドサービス利用契約の解約を届出たときは、コンフォートプラン利用契約の解約も届出たものとみなします。この場合、コンフォートプラン契約者は、ただちに本サービス及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われたコンフォートプラン利用料について一切払戻しをしません。</p> <p>4. 前三項の定めにかかわらず、コンフォートプラン契約者が当社所定の手続きにより自己の Mazda ID を削除した場合、当社は、コンフォートプラン契約者がコネクティッドサービス利用契約、コンフォートプラン利用契約及びその他コンフォートプラン契約者が契約中の全ての有料オプションサービスの解約を届出たものとみなします。この場合、コンフォートプラン契約者は、ただちに本サービス及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われたコンフォートプラン利用料について一切払戻しをしません。</p> <p>5. コネクティッドサービス利用契約は、コネクティッドサービス利用規約別紙に定める全てのサービスの無料期間満了後、改めてコネクティッドサービス利用契約を締結しない限り自動的に解約され、これに伴ってコンフォートプラン利用契約も同時に解約されます。この場合、コンフォートプラン契約者は、ただちに本サービス及び他の有料オプションを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われたコンフォートプラン利用料について一切払戻しをしません。</p>

改訂前	改訂後
<p>第 12 条（解除事由）</p> <p>1. 当社は、コンフォートプラン申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、コンフォートプランの申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、コンフォートプラン契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。</p> <p>(1) コネクティッドサービスに関連する諸契約の違反等により、過去にコネクティッドサービスに関連する契約を解除されたことがある場合</p> <p>(2) 当社が提供する各種サービスの契約違反等により、過去に当社との契約を解除されたことがある場合</p> <p>(3) コネクティッドサービスに関連する利用開始の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合</p> <p>(4) 指定したクレジットカードが無効である場合またはクレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合</p> <p>(5) コンフォートプラン利用料の支払いを怠っていることが判明した場合</p> <p>(6) その他当社がコンフォートプラン契約者として不適当と判断する場合</p> <p>2. 当社は、コンフォートプラン契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、コンフォートプラン契約者に通知または催告することなく、コンフォートプラン利用契約を解除できるものとします。この場合、当社は既に支払われたコンフォートプラン利用料の払戻しは一切行いません。</p> <p>(1) コネクティッドサービス利用契約を解除された場合</p> <p>(2) コネクティッドサービス利用規約第 24 条第 3 項、同条第 4 項または同条第 5 項の定めに基づき、コネクティッドサービス利用契約が終了した場合</p> <p>(3) 当社により MyMazda アプリあるいは MyMazda ID の利用を停止された場合</p> <p>(4) コネクティッドサービスに関連する契約事項につき虚偽の申告をした場合</p> <p>(5) コネクティッドサービスまたは関連するサービスを不正に利用した場合</p> <p>(6) コネクティッドサービス及び関連するサービスの運営を妨害した場合</p> <p>(7) コンフォートプラン利用料の支払いを遅滞した場合または拒否した場合</p> <p>(8) コネクティッドサービスを 1 年以上利用していない場合</p> <p>(9) 本規約に重大な違反があった場合</p> <p>(10) 規約等に重大な違反があった場合</p> <p>(11) 反社会的勢力の排除条項(コネクティッドサービス利用規約第 25 条)に違反する事実が判明した場合</p> <p>(12) その他当社がコンフォートプラン契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合</p> <p>3. 前二項に基づきコンフォートプラン利用契約が解除された場合において、コンフォートプラン契約者が当社に対し債務を有する場合、コンフォートプラン契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。</p>	<p>第 12 条（解除事由）</p> <p>1. 当社は、コンフォートプラン申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、コンフォートプランの申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、コンフォートプラン契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。</p> <p>(1) コネクティッドサービスに関連する諸契約の違反等により、過去にコネクティッドサービスに関連する契約を解除されたことがある場合</p> <p>(2) 当社が提供する各種サービスの契約違反等により、過去に当社との契約を解除されたことがある場合</p> <p>(3) コネクティッドサービスに関連する利用開始の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合</p> <p>(4) 指定したクレジットカードが無効である場合またはクレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合</p> <p>(5) コンフォートプラン利用料の支払いを怠っていることが判明した場合</p> <p>(6) その他当社がコンフォートプラン契約者として不適当と判断する場合</p> <p>2. 当社は、コンフォートプラン契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、コンフォートプラン契約者に通知または催告することなく、コンフォートプラン利用契約を解除できるものとします。この場合、当社は既に支払われたコンフォートプラン利用料の払戻しは一切行いません。</p> <p>(1) コネクティッドサービス利用契約を解除された場合</p> <p>(2) コネクティッドサービス利用規約第 24 条第 3 項、同条第 4 項または同条第 5 項の定めに基づき、コネクティッドサービス利用契約が終了した場合</p> <p>(3) 当社により MyMazda アプリあるいは Mazda ID の利用を停止された場合</p> <p>(4) コネクティッドサービスに関連する契約事項につき虚偽の申告をした場合</p> <p>(5) コネクティッドサービスまたは関連するサービスを不正に利用した場合</p> <p>(6) コネクティッドサービス及び関連するサービスの運営を妨害した場合</p> <p>(7) コンフォートプラン利用料の支払いを遅滞した場合または拒否した場合</p> <p>(8) コネクティッドサービスを 1 年以上利用していない場合</p> <p>(9) 本規約に重大な違反があった場合</p> <p>(10) 規約等に重大な違反があった場合</p> <p>(11) 反社会的勢力の排除条項(コネクティッドサービス利用規約第 25 条)に違反する事実が判明した場合</p> <p>(12) その他当社がコンフォートプラン契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合</p> <p>3. 前二項に基づきコンフォートプラン利用契約が解除された場合において、コンフォートプラン契約者が当社に対し債務を有する場合、コンフォートプラン契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。</p>
(付則)	(付則)

改訂前	改訂後										
2022年8月4日制定 2023年10月5日改訂 2025年3月14日改訂 2026年3月5日改訂	2022年8月4日制定 2023年10月5日改訂 2025年3月14日改訂 2026年3月5日改訂 2026年4月8日改訂										
<p>【別紙:コンフォートプラン利用料及び支払方法】</p> <p>(1) コンフォートプラン利用料(消費税込み)</p> <table border="1" data-bbox="109 448 1099 579"> <thead> <tr> <th>サービスプラン名称</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コンフォートプラン (注1)</td> <td>月払い 220円/月 (注2)</td> </tr> <tr> <td>年払い 2,420円/年 (注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当社に支払われたコンフォートプラン利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までは、本サービスをご利用いただけます。</p> <p>※コンフォートプラン利用料は 2026年3月5日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。</p> <p>(注1) 情報通信端末を使用した場合、本サービスの利用にかかる通信料及び通話料はコンフォートプラン契約者の負担とします。</p> <p>(注2) 月払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として1ヶ月間とします。なお、月払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は1ヶ月ごとに自動的に継続されます。</p> <p>(注3) 年払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として1年間とします。なお、年払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は1年ごとに自動的に継続されます。</p>	サービスプラン名称	料金	コンフォートプラン (注1)	月払い 220円/月 (注2)	年払い 2,420円/年 (注3)	<p>【別紙:コンフォートプラン利用料及び支払方法】</p> <p>(1) コンフォートプラン利用料(消費税込み)</p> <table border="1" data-bbox="1126 448 2116 579"> <thead> <tr> <th>サービスプラン名称</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コンフォートプラン (注1)</td> <td>月払い 220円/月 (注2)</td> </tr> <tr> <td>年払い 2,420円/年 (注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当社に支払われたコンフォートプラン利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までは、本サービスをご利用いただけます。</p> <p>※コンフォートプラン利用料は 2026年4月8日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。</p> <p>(注1) 情報通信端末を使用した場合、本サービスの利用にかかる通信料及び通話料はコンフォートプラン契約者の負担とします。</p> <p>(注2) 月払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として1ヶ月間とします。なお、月払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は1ヶ月ごとに自動的に継続されます。</p> <p>(注3) 年払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として1年間とします。なお、年払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は1年ごとに自動的に継続されます。</p>	サービスプラン名称	料金	コンフォートプラン (注1)	月払い 220円/月 (注2)	年払い 2,420円/年 (注3)
サービスプラン名称	料金										
コンフォートプラン (注1)	月払い 220円/月 (注2)										
	年払い 2,420円/年 (注3)										
サービスプラン名称	料金										
コンフォートプラン (注1)	月払い 220円/月 (注2)										
	年払い 2,420円/年 (注3)										

リモートエンジンスタート利用規約

改訂前	改訂後
<p>第2条（定義）</p> <p>本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。なお、本規約において特に定義がされていない用語は、コネクティッドサービス利用規約において定義された用語と同じ意味を有するものとし、RES に関し別途当社の定める取扱説明書を含む諸規程（以下「RES 諸規程」といいます。）が存在する場合、RES 諸規程は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとします。ただし、本規約と RES 諸規程の内容が異なる場合には、RES 諸規程が優先するものとします。</p> <p>(1) 「リモートエンジンスタート」とは、本規約に基づき、日本国内において、RES 契約者（本条第4号）に対してコネクティッドサービスの有料オプションサービスとして提供される機能をいいます。</p> <p>(2) 「RES 申込者」とは、コネクティッドサービス利用規約に基づきコネクティッドサービス利用契約を締結した者であって、かつ RES の利用を申込みをいいます。</p> <p>(3) 「RES 契約者」とは、本規約に基づき、RES の利用に関し、当社との間で契約が成立した個人または法人をいいます。</p> <p>(4) 「RES 利用契約」とは、本規約に基づき、当社及び RES 契約者との間で成立する RES の利用に関する契約をいいます。</p> <p>(5) 「RES 利用車両」とは、RES 契約者が所有・利用等する車両のうち、RES 利用契約に基づき、RES を利用できる車両をいいます。</p> <p>(6) 「RES 利用料」とは、RES の提供にかかる対価・料金をいいます。</p> <p>(7) 「MyMazda アプリ」とは、当社が提供する、RES の利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。</p> <p>(8) 「MyMazda ID」とは、当社がユーザーを識別するための符合であり、ユーザーがユーザー向けのサービスの利用登録を行うために自ら登録したメールアドレスをいいます。</p> <p>(9) 「バーグラアラーム」とは、RES 利用車両に搭載される機器であり、RES 利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音及び灯光等により、RES 利用車両の車外へ警報を発する装置をいいます。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。なお、本規約において特に定義がされていない用語は、コネクティッドサービス利用規約において定義された用語と同じ意味を有するものとし、RES に関し別途当社の定める取扱説明書を含む諸規程（以下「RES 諸規程」といいます。）が存在する場合、RES 諸規程は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとします。ただし、本規約と RES 諸規程の内容が異なる場合には、RES 諸規程が優先するものとします。</p> <p>(1) 「リモートエンジンスタート」とは、本規約に基づき、日本国内において、RES 契約者（本条第4号）に対してコネクティッドサービスの有料オプションサービスとして提供される機能をいいます。</p> <p>(2) 「RES 申込者」とは、コネクティッドサービス利用規約に基づきコネクティッドサービス利用契約を締結した者であって、かつ RES の利用を申込みをいいます。</p> <p>(3) 「RES 契約者」とは、本規約に基づき、RES の利用に関し、当社との間で契約が成立した個人または法人をいいます。</p> <p>(4) 「RES 利用契約」とは、本規約に基づき、当社及び RES 契約者との間で成立する RES の利用に関する契約をいいます。</p> <p>(5) 「RES 利用車両」とは、RES 契約者が所有・利用等する車両のうち、RES 利用契約に基づき、RES を利用できる車両をいいます。</p> <p>(6) 「RES 利用料」とは、RES の提供にかかる対価・料金をいいます。</p> <p>(7) 「MyMazda アプリ」とは、当社が提供する、RES の利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。</p> <p>(8) 「Mazda ID」とは、当社がユーザーを識別するための符合であり、ユーザーがユーザー向けのサービスの利用登録を行うために自ら登録したメールアドレスをいいます。</p> <p>(9) 「バーグラアラーム」とは、RES 利用車両に搭載される機器であり、RES 利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音及び灯光等により、RES 利用車両の車外へ警報を発する装置をいいます。</p>
<p>第7条（RES の利用）</p> <p>1. RES は、RES 契約者が利用できます。また、RES 契約者が、RES 所定の機能の全部または一部について利用を許諾したセカンダリドライバーも RES を利用することができますが、この場合、RES 契約者が本規約において自己が負うのと同等の義務をセカンダリドライバーに対して課すなど、RES 契約者の責任において本サービスを利用させるものとします。</p> <p>2. RES は、RES 契約者が RES 利用車両を所有・利用等した上で、コネクティッドサービス利用契約及び RES 利用契約が成立している場合に限り利用できます。</p> <p>3. RES は、販売会社が販売する車両向け用品のリモートエンジンスターターと併用することができません。</p> <p>4. RES は、RES 契約者が、自己の責任と費用負担において当社所定の情報通信端末に MyMazda アプリを</p>	<p>第7条（RES の利用）</p> <p>1. RES は、RES 契約者が利用できます。また、RES 契約者が、RES 所定の機能の全部または一部について利用を許諾したセカンダリドライバーも RES を利用することができますが、この場合、RES 契約者が本規約において自己が負うのと同等の義務をセカンダリドライバーに対して課すなど、RES 契約者の責任において本サービスを利用させるものとします。</p> <p>2. RES は、RES 契約者が RES 利用車両を所有・利用等した上で、コネクティッドサービス利用契約及び RES 利用契約が成立している場合に限り利用できます。</p> <p>3. RES は、販売会社が販売する車両向け用品のリモートエンジンスターターと併用することができません。</p> <p>4. RES は、RES 契約者が、自己の責任と費用負担において当社所定の情報通信端末に MyMazda アプリを</p>

改訂前	改訂後
<p>ダウンロードし、MyMazda アプリ上にて自己の MyMazda ID でログインすることにより利用することができます。</p> <p>5. RES 契約者は、MyMazda アプリ及び RES の利用にあたって、本規約のほか、MyMazda アプリ利用規約及びプライバシーポリシー、MyMazda ID 利用規約 (以下、あわせて「規約等」といいます。)に同意するとともに、規約等の各条項を遵守するものとします。</p> <p>6. RES 契約者は、MyMazda アプリ及び RES の利用にあたって必要となる自己の MyMazda ID、及びパスワードその他の暗証番号 (以下、あわせて「ID 等」といいます。)を、自ら責任をもって管理するものとし、その ID 等を使用してなされた一切の行為及びその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。</p> <p>7. RES 契約者は、RES の利用 (MyMazda アプリのダウンロードを含みます) にあたって必要となる一切の通信費を負担するものとします。</p> <p>8. RES 契約者は、法令または公序良俗に反して RES を利用することはできません。なお、日本国内の一部都道府県においては、車両の停止中にみだりにエンジンを稼働させる行為が、条例により禁止されています。当該一部都道府県において条例に違反して RES を使用した場合には罰則を受ける場合がありますので、RES 契約者の責任において事前に確認のうえ RES をご利用ください。</p>	<p>ダウンロードし、MyMazda アプリ上にて自己の Mazda ID でログインすることにより利用することができます。</p> <p>5. RES 契約者は、MyMazda アプリ及び RES の利用にあたって、本規約のほか、MyMazda アプリ利用規約及びプライバシーポリシー、Mazda ID 利用規約 (以下、あわせて「規約等」といいます。)に同意するとともに、規約等の各条項を遵守するものとします。</p> <p>6. RES 契約者は、MyMazda アプリ及び RES の利用にあたって必要となる自己の Mazda ID、及びパスワードその他の暗証番号 (以下、あわせて「ID 等」といいます。)を、自ら責任をもって管理するものとし、その ID 等を使用してなされた一切の行為及びその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。</p> <p>7. RES 契約者は、RES の利用 (MyMazda アプリのダウンロードを含みます) にあたって必要となる一切の通信費を負担するものとします。</p> <p>8. RES 契約者は、法令または公序良俗に反して RES を利用することはできません。なお、日本国内の一部都道府県においては、車両の停止中にみだりにエンジンを稼働させる行為が、条例により禁止されています。当該一部都道府県において条例に違反して RES を使用した場合には罰則を受ける場合がありますので、RES 契約者の責任において事前に確認のうえ RES をご利用ください。</p>
<p>第 11 条 (RES 利用契約の解約)</p> <p>1. RES 契約者は、RES 利用契約の解約を希望する場合、当社所定の手続きにより当社に届出るものとします。解約の効力は、当社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、RES 契約者は、RES 利用料を既に支払った契約期間が満了するまでの間、RES を利用することができますが、当社は、既に支払われた RES 利用料の払戻しは一切行いません。</p> <p>2. 前項に従い RES 契約者が解約を届出た場合において、RES 契約者が当社に対し債務を有する場合、RES 契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。</p> <p>3. RES 契約者が、コネクティッドサービス利用契約の解約を届出たときは、RES 利用契約の解約も届出たものとみなします。この場合、RES 契約者は、ただちに RES 及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われた RES 利用料について一切払戻しをしません。</p> <p>4. 前三項の定めにかかわらず、RES 契約者が当社所定の手続きにより自己の MyMazda ID を削除した場合、当社は、RES 契約者がコネクティッドサービス利用契約、RES 利用契約及びその他 RES 契約者が契約中の全ての有料オプションサービスの解約を届出たものとみなします。この場合、RES 契約者は、ただちに RES 及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われた RES 利用料について一切払戻しをしません。</p> <p>5. コネクティッドサービス利用契約は、コネクティッドサービス利用規約別紙に定める全てのサービスの無料期間満了後、改めてコネクティッドサービス利用契約を締結しない限り自動的に解約され、これに伴って RES 利用契約も同時に解約されます。この場合、RES 契約者は、ただちに本サービス及び他の有料オプション</p>	<p>第 11 条 (RES 利用契約の解約)</p> <p>1. RES 契約者は、RES 利用契約の解約を希望する場合、当社所定の手続きにより当社に届出るものとします。解約の効力は、当社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、RES 契約者は、RES 利用料を既に支払った契約期間が満了するまでの間、RES を利用することができますが、当社は、既に支払われた RES 利用料の払戻しは一切行いません。</p> <p>2. 前項に従い RES 契約者が解約を届出た場合において、RES 契約者が当社に対し債務を有する場合、RES 契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。</p> <p>3. RES 契約者が、コネクティッドサービス利用契約の解約を届出たときは、RES 利用契約の解約も届出たものとみなします。この場合、RES 契約者は、ただちに RES 及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われた RES 利用料について一切払戻しをしません。</p> <p>4. 前三項の定めにかかわらず、RES 契約者が当社所定の手続きにより自己の Mazda ID を削除した場合、当社は、RES 契約者がコネクティッドサービス利用契約、RES 利用契約及びその他 RES 契約者が契約中の全ての有料オプションサービスの解約を届出たものとみなします。この場合、RES 契約者は、ただちに RES 及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われた RES 利用料について一切払戻しをしません。</p> <p>5. コネクティッドサービス利用契約は、コネクティッドサービス利用規約別紙に定める全てのサービスの無料期間満了後、改めてコネクティッドサービス利用契約を締結しない限り自動的に解約され、これに伴って RES 利用契約も同時に解約されます。この場合、RES 契約者は、ただちに本サービス及び他の有料オプション</p>

改訂前	改訂後
<p>ョンサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われた RES 利用料について一切払戻しをしません。</p>	<p>ョンサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われた RES 利用料について一切払戻しをしません。</p>
<p>第 12 条（解除事由）</p> <p>1. 当社は、RES 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、RES の申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、RES 契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。</p> <p>(1) コネクティッドサービスに関連する諸契約の違反等により、過去にコネクティッドサービスに関連する契約を解除されたことがある場合</p> <p>(2) 当社が提供する各種サービスの契約違反等により、過去に当社との契約を解除されたことがある場合</p> <p>(3) コネクティッドサービスに関連する利用開始の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合</p> <p>(4) 指定したクレジットカードが無効である場合またはクレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合</p> <p>(5) RES 利用料の支払いを怠っていることが判明した場合</p> <p>(6) その他当社が RES 契約者として不適当と判断する場合</p> <p>2. 当社は、RES 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、RES 契約者に通知または催告することなく、RES 利用契約を解除できるものとします。この場合、当社は既に支払われた RES 利用料の払戻しは一切行いません。</p> <p>(1) コネクティッドサービス利用契約を解除された場合</p> <p>(2) コネクティッドサービス利用規約第 24 条第 3 項、同条第 4 項または同条第 5 項の定めに基づき、コネクティッドサービス利用契約が終了した場合</p> <p>(3) 当社により MyMazda アプリあるいは MyMazda ID の利用を停止された場合</p> <p>(4) コネクティッドサービスに関連する契約事項につき虚偽の申告をした場合</p> <p>(5) コネクティッドサービスまたは関連するサービスを不正に利用した場合</p> <p>(6) コネクティッドサービス及び関連するサービスの運営を妨害した場合</p> <p>(7) RES 利用料の支払いを遅滞した場合または拒否した場合</p> <p>(8) コネクティッドサービスを 1 年以上利用していない場合</p> <p>(9) 本規約に重大な違反があった場合</p> <p>(10) 規約等に重大な違反があった場合</p> <p>(11) 反社会的勢力の排除条項(コネクティッドサービス利用規約第 25 条)に違反する事実が判明した場合</p> <p>(12) その他当社が RES 契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合</p> <p>3. 前二項に基づき RES 利用契約が解除された場合において、RES 契約者が当社に対し債務を有する場合、</p>	<p>第 12 条（解除事由）</p> <p>1. 当社は、RES 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、RES の申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、RES 契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。</p> <p>(1) コネクティッドサービスに関連する諸契約の違反等により、過去にコネクティッドサービスに関連する契約を解除されたことがある場合</p> <p>(2) 当社が提供する各種サービスの契約違反等により、過去に当社との契約を解除されたことがある場合</p> <p>(3) コネクティッドサービスに関連する利用開始の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合</p> <p>(4) 指定したクレジットカードが無効である場合またはクレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合</p> <p>(5) RES 利用料の支払いを怠っていることが判明した場合</p> <p>(6) その他当社が RES 契約者として不適当と判断する場合</p> <p>2. 当社は、RES 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、RES 契約者に通知または催告することなく、RES 利用契約を解除できるものとします。この場合、当社は既に支払われた RES 利用料の払戻しは一切行いません。</p> <p>(1) コネクティッドサービス利用契約を解除された場合</p> <p>(2) コネクティッドサービス利用規約第 24 条第 3 項、同条第 4 項または同条第 5 項の定めに基づき、コネクティッドサービス利用契約が終了した場合</p> <p>(3) 当社により MyMazda アプリあるいは Mazda ID の利用を停止された場合</p> <p>(4) コネクティッドサービスに関連する契約事項につき虚偽の申告をした場合</p> <p>(5) コネクティッドサービスまたは関連するサービスを不正に利用した場合</p> <p>(6) コネクティッドサービス及び関連するサービスの運営を妨害した場合</p> <p>(7) RES 利用料の支払いを遅滞した場合または拒否した場合</p> <p>(8) コネクティッドサービスを 1 年以上利用していない場合</p> <p>(9) 本規約に重大な違反があった場合</p> <p>(10) 規約等に重大な違反があった場合</p> <p>(11) 反社会的勢力の排除条項(コネクティッドサービス利用規約第 25 条)に違反する事実が判明した場合</p> <p>(12) その他当社が RES 契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合</p> <p>3. 前二項に基づき RES 利用契約が解除された場合において、RES 契約者が当社に対し債務を有する場合、</p>

改訂前	改訂後										
RES 契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。	RES 契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。										
(付則) 2022 年 9 月 1 日制定 2023 年 10 月 5 日改訂 2025 年 3 月 14 日改訂 2026 年 3 月 5 日改訂	(付則) 2022 年 9 月 1 日制定 2023 年 10 月 5 日改訂 2025 年 3 月 14 日改訂 2026 年 3 月 5 日改訂 2026 年 4 月 8 日改訂										
【別紙：RES 利用料及び支払方法】 (1) RES 利用料(消費税込み) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">サービスプラン名称</th> <th style="width: 30%;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">リモートエンジンスタート (注 1)</td> <td>月払い 220 円/月 (注 2)</td> </tr> <tr> <td>年払い 2,420 円/年 (注 3)</td> </tr> </tbody> </table>	サービスプラン名称	料金	リモートエンジンスタート (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)	年払い 2,420 円/年 (注 3)	【別紙：RES 利用料及び支払方法】 (1) RES 利用料(消費税込み) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">サービスプラン名称</th> <th style="width: 30%;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">リモートエンジンスタート (注 1)</td> <td>月払い 220 円/月 (注 2)</td> </tr> <tr> <td>年払い 2,420 円/年 (注 3)</td> </tr> </tbody> </table>	サービスプラン名称	料金	リモートエンジンスタート (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)	年払い 2,420 円/年 (注 3)
サービスプラン名称	料金										
リモートエンジンスタート (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)										
	年払い 2,420 円/年 (注 3)										
サービスプラン名称	料金										
リモートエンジンスタート (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)										
	年払い 2,420 円/年 (注 3)										
※当社に支払われた RES 利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該 RES 契約の契約期間満了日までは、RES をご利用いただけます。 ※RES 利用料は 2026 年 3 月 5 日 現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。	※当社に支払われた RES 利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該 RES 契約の契約期間満了日までは、RES をご利用いただけます。 ※RES 利用料は 2026 年 4 月 8 日 現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。										
(注 1) 情報通信端末を使用した場合、RES の利用にかかる通信料及び通話料は RES 契約者の負担とします。 (注 2) 月払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。なお、 <u>月払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。</u> (注 3) 年払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。 なお、 <u>年払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。</u>	(注 1) 情報通信端末を使用した場合、RES の利用にかかる通信料及び通話料は RES 契約者の負担とします。 (注 2) 月払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。なお、 <u>月払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。</u> (注 3) 年払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。 なお、 <u>年払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。</u>										